

知的財産判例セミナー

日時 2022年1月7日(金)16:10~17:40

オンラインにて開催

※お申込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

著作権法18条が規定する「公表権」は、未公表の著作物を公表するか否か、あるいは、いつ・どのように公表するかを決めることができる権利である。

この公表権は、著作権法が規定する著作者の権利の中でもあまり注目されることのない権利であったといえるが、今年になって公表権侵害の成否が争われた事件の判決が続いて言い渡された（東京地裁令和3年4月14日判決〔令和2年（ワ）4481号・令和2年（ワ）23233号〕、同令和3年7月16日判決〔令和3年（ワ）4491号〕）。

今回のセミナーでは、これらの判決を理解するための前提知識を解説したうえで、それぞれの判決の内容を紹介し、公表権による保護のあり方について考えてみることにしたい。

【1】講演者紹介 16:10~16:15

⇒国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】講演 16:15~17:30

「公表権に関する近時の裁判例について」
⇒早稲田大学法学学術院助手 園部 正人 氏

【3】質疑応答 17:30~17:40

参加
無料

登壇者 / 園部 正人(そのべ まさと)

早稲田大学法学学術院助手、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

- ・大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）修了
- ・元・第二東京弁護士会弁護士（2012年~2020年）
- ・著作権法にかかわる公刊業績として、

「判批（東京地判平成31年2月28日〔インターセプター事件〕）」著作権研究46号166頁（2020年）

お問合わせ・お申込み 1/6(木)締切

*ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。
下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=211124143141>

【お問合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

・TEL: 0836-85-9942 ・E-mail: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

・http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/



こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報 提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点